

四天王寺大学卒業に関する規程

- 第 1 条 四天王寺大学（以下「本学」という。）の卒業に関する規程は以下の通りとする。
- 第 2 条 本学を卒業するためには、本学学則第 15 条に定める通り、本学に 8 セメスター、4 年以上在学し、卒業要件として定められた科目および単位数を修得しなければならない。
- 2 これらの科目の履修に関する制限を第 4 条以下に定める。
- 第 3 条 卒業の判定は、各学期末にこれを行うものとする。
- 第 4 条 次の要件を満たしていない学生は「仏教Ⅲ」および「仏教Ⅳ」の履修が認められない。
- (1) 次の科目および単位数を修得していること。
- | | |
|--------|------|
| ①「仏教Ⅰ」 | 1 単位 |
| ②「仏教Ⅱ」 | 1 単位 |
- (2) 修得総単位数
修得総単位数が、(1) を含んで 20 単位以上あること。なお、ここでいう単位数とは、卒業要件にかかる単位数をいう。

附 則

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日より施行され、平成 10 年度入学生より適用される。
- 2 平成 9 年度以前入学生については、従前の「卒業に関する規程」を適用する。
- 3 平成 4 年度以前入学生については、従前の「進級基準」および「卒業要件」を適用する。
- 4 本規程は、平成 16 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
ただし、平成 15 年度以前入学生については、なお従前の規程を適用する。
- 5 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 19 年度以前の入学生については、本規程に改正する前の第 5 条および第 6 条の旧規定による。
- 6 この規程は、平成 24 年度以降入学生には適用しない。平成 23 年度以前入学生の卒業をもって廃止する。